○文部科学省告示第百四十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十二年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十五日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
環境汚染―養殖―新しいエコロジーアーツ ダグラス・ガンバード	平成二十五年十月十四日	平成二十六年六月二十七日まで	独立行政法人国立美術館 理事長　馬渕　明子 東京都千代田区北の丸公園三番一号	国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四丁目二番五十五号 平成二十五年十一月二日から平成二十六年一月十九日まで 東京国立近代美術館 東京都千代田区北の丸公園三番一号 平成二十六年二月四日から平成二十六年三月二十日まで 青森県立美術館 青森県青森市安田字近野百八十五号 平成二十六年四月十二日から平成二十六年六月八日まで

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月４日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックテクニカルサービス株式会社　二宮　一正　大阪府門真市松生町１－６　国土交通大臣許可（般特―22）第14689号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、建具工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年６月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月７日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一工芸株式会社　綿谷　賢治　大阪府大阪市東住吉区今林４－７－９　国土交通大臣許可（般―20）第22979号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年６月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　高島鉱建株式会社　桑原　隆夫　滋賀県高島市今津町下弘部258

国土交通大臣許可（般特―24）第17701号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年６月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月19日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関西ロードサービス株式会社　三浦　　徹　大阪府池田市神田２―21―25　国土交通大臣許可（般―22）第21620号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。